

7生私振第1199号
令和7年12月17日

各学校法人理事長 殿

東京都生活文化局私学部私学振興課長

伊与浩暁
(公印省略)

令和7年度私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る
事業計画一覧等の提出について（依頼）【三次募集】

このことについて、文部科学省から提出依頼がありましたので、該当がある場合は下記により提出してください。なお、該当がない場合は、事業計画一覧等の提出は不要です。

記

1 换助対象

各都道府県管内における学校法人が設置する私立幼稚園施設整備（※幼稚園型認定こども園及び幼稚園型含め認定こども園に移行する幼稚園については、「就学前教育・保育施設整備交付金」の補助対象となるため、本補助金では対象外となる。）

2 募集事業

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱に定められる以下の事業

- 耐震補強工事、非構造部材の耐震対策、耐震診断、防災機能強化
- 防犯対策工事
- 特別防犯対策工事
- 新築
- 増築

定員増に伴う学級数増に伴う増築、31人以上の学級定員を30人に引き下げるこ
とに伴い行う増築（※）、感染症対策に伴う増築

※幼稚園設置基準における学級編制の基準について、35人から30人に引き下げる改
正を行う予定。

- 改築

耐震性不足、耐力度点数不足、築年数経過、預かり保育事業等の実施に伴う改築

- アスベスト等対策工事

- 屋外教育環境整備（新增改築と原則同一年度に行われるものに限る）

○エコ改修事業

○内部改修工事

○バリアフリー化工事

※各メニューの目的や趣旨、緊急性を鑑みたうえで、優先度の高い事業から予算の範囲内で採択を行う。

※預かり保育事業等…子ども・子育て支援法第7条第10項第5号に規定する事業（預かり保育事業）及び同号第6号に規定する一時預かり事業（私立幼稚園の施設において行うものに限る。）を指す。

※各事業の概要については交付要綱のほか、「補助メニューの概要」を参照のこと。

3 提出書類

① 別紙「令和7年度事業計画一覧（三次募集）」

② 別紙様式2「私立幼稚園施設整備費補助金計算書（予定）」

※別紙様式2において、特別防犯対策とその他事業で入力するシートが分かれています。必ず注意事項をご確認の上、本様式を使用してください。

※私学部ホームページからダウンロードの上、作成してください。

【私学部ホームページ】

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/0000001027.html>

※当課でのホームページの更新手続きに時間要するため、郵送資料の到着時点では二次募集時の資料が掲載されている可能性があります。この場合、スケジュール以外の点では資料は共通ですので、掲載の様式にて資料をご作成・提出頂いてかまいません。

4 提出期限

令和7年12月23日（火曜日）正午

5 提出方法

メールにてご提出をお願いいたします。

送付先：S1161501@section.metro.tokyo.jp

※件名をR7幼稚園施設整備費事業計画一覧（園名）としてください。

件名が異なる場合、メールが確認できない可能性があります。

6 注意事項

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱第7条において、補助事業の遂行については、公正かつ最小の費用で最大の効果を上げ得るように経費の効率的使用に努めることを求めている観点から、業者選定に当たっては（1）、（2）のとおりを行い、また、事業経費の適正性について、過去に会計検査院からも不当事項として指

摘されていることも踏まえ、(3)、(4)、(5)、(6)について、特にご留意ください。

(1) 原則として国又は地方公共団体の契約方法（別添「建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項」参照）にならい、入札等の競争性のある契約方法により契約の相手方及び契約金額を決定すること。

(2) 入札によらない場合であっても、3社以上の業者による見積り合わせにより決定すること。ただし、やむを得ずこれらの方法によることができない場合は、当該やむを得ない理由及び契約金額の適正性について、採択理由書（様式自由）に具体的に記入すること。

(3) 補助対象事業については、原則として事業区分ごとに採択等を行うため、各事業区分で対象となる経費はその目的に沿った整備に係る経費とし、それ以外の経費については補助対象外経費として適切に取り扱うこと。

いずれの事業区分においても、補助金の対象経費となるのは、「本体工事」と本体工事に伴い必要となる「関連工事」であり、本体工事は各事業の目的を達成するための施設整備を指す。また、関連工事は本体工事の施工に係る必要最低限の範囲（現状復旧等）を対象とし、本体工事との因果関係が合理的に説明できないものについては、関連工事とはしないこと。

(4) 補助対象外の工事や補助対象施設とは別の施設の工事とあわせて事業を行う場合は、合理的な方法により総事業費から補助対象事業費を適切に算出すること。

(5) 本体工事に補助対象外経費が含まれる場合は、実施設計費や諸経費など、工事全体にかかる共通経費についても、「補助対象工事分」「補助対象外工事分」を明確にしたうえで、「補助対象工事分」のみを補助対象経費として計上すること。共通経費のうち、補助対象外工事にかかる費用を明確に区分できる場合は、そのことが分かるよう示すこと。明確な区分が難しい場合は、本体工事費に占める補助対象外経費の割合を算定し、共通経費を按分することで、対外的に説明可能な形で区分すること。

(6) 新築・増築・改築事業における保有面積・建築面積には、壁（腰壁は除く）や建具などにより風雨を防ぐことができない部分の床面積は含めないこと。

6 今後のスケジュール（予定）

○事業の選定・事業計画書提出依頼（※）：1月中旬頃

○内定・交付決定：各事業の実施予定時期による

※事業計画書の提出後、内定を経て初めて契約着手が可能になります。年度内に事業を完了して頂く必要があり、かなりタイトなスケジュールでのご対応をお願いすることになりますので、見積の取得・工事等に一定の期間を要する場合には、次年度当初募集での応募をご検討ください。

（担当）

東京都生活文化局私学部

私学振興課（助成担当） 益田

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

Email:S1161501@section.metro.tokyo.jp